

与那国町家庭学習支援モデル事業 業務委託プロポーザル審査委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 与那国町家庭学習支援モデル事業（以下「事業」という。）の委託業者を選定するに当たり、プロポーザル方式等による、公平かつ適正な審査、選考及び評価を行うことを目的として、与那国町家庭学習支援モデル事業業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。

- (1) 提出された書類の審査に関すること。
- (2) プロポーザルの評価及び団体の選考に関すること。
- (3) 事業の実績の評価に関すること。
- (4) その他、前条の目的を達成するために必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員は、教育長が委嘱又は任命する。
- 3 委員は、町職員又は学識経験者等の職員以外の者をもって充てる。
- 4 委員長は、委員の中から互選により選出する。
- 5 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議等)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長はその会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会の会議は、非公開とする。

(関係者の出席等)

第5条 委員会は、審査等のために必要と認めるときは、関係者に出席を求めて、その説明又は意見を聴くことができる。

(書類の審査等)

第6条 委員会は、団体から提出された書類について、あらかじめ別に定める基準に基づき、審査し、団体の選考を行う。

(事業実績の評価)

第7条 委員会は、委託契約の更新を検討するに当たり、事業の実績について、事業実績報告書等に基づき評価を行う。

(評価結果の報告)

第8条 委員長は、前2条の規定による審査結果、選考結果及び評価結果を町長に報告するものとする。

(報酬及び費用弁償)

第9条 外部審査委員には、「与那国町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する規則」別表第2の「委員会等の委員等」に定められた日額報酬を支給する。

(事務局)

第10条 委員会の事務局を与那国町教育委員会教育課に置く。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は令和4年12月1日から施行する。